

2023 年 漁業センサス調査結果の概要

「漁業センサス」(農林水産省所管、統計法(平成19年法律第53号)第2条の基幹統計調査)は、漁業の生産構造、就業構造及び漁村、水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的に5年ごとに実施するものであり、当調査結果は、令和5年11月1日現在で実施した漁業センサスのうち、海面漁業調査の漁業経営体調査(千葉県分)を取りまとめたものです。

労働力・学事・農林班
電話 043-223-2220

1 漁業経営体

漁業経営体とは、調査期日前1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物(漁獲物及び収獲物をいう。以下同じ。)を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯、事業所等をいう。(ただし、調査期日前1年間に於ける自営漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。)

沿岸漁業層とは、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力漁船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を合わせたものをいう。中小漁業層とは、動力漁船10トン以上1,000トン未満の各階層を合わせたものをいう。

(1) 漁業経営体数

令和5年11月1日現在における本県の海面漁業の漁業経営体数は1,347経営体で、5年前に比べ449経営体(25.0%)減少した。(図1)

これを経営組織別にみると、個人経営体は1,283経営体、団体経営体は64経営体で、5年前に比べ個人経営体は456経営体(26.2%)減少し、団体経営体は7経営体(12.3%)増加した。(表1)

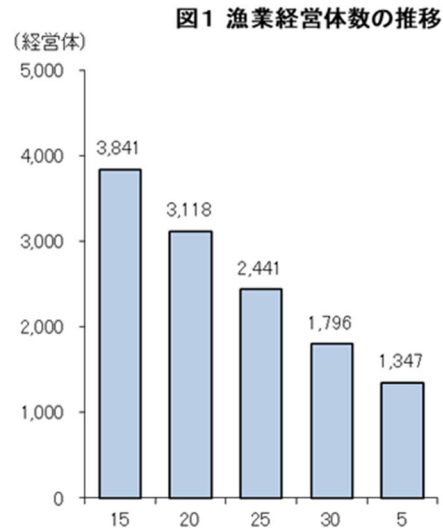


表1 経営組織別経営体数

単位：経営体

区 分	計	個 人 経営体	団 体 経 営 体				
			小 計	会 社	漁 業 協同組合	漁 業 生産組合	共同経営
平成25	2,441	2,381	60	38	9	3	10
平成30	1,796	1,739	57	37	11	3	6
令和5	1,347	1,283	64	43	14	3	4
増減率(%)							
30/25	△26.4	△27.0	△5.0	△2.6	22.2	0.0	△40.0
5/30	△25.0	△26.2	12.3	16.2	27.3	0.0	△33.3

(2) 漁業層別経営体数

漁業層別にみると、沿岸漁業層は1,290経営体、中小漁業層は57経営体で、5年前に比べそれぞれ447経営体(25.7%)、2経営体(3.4%)減少した。(表2)

表2 漁業層別経営体数

単位：経営体

区 分	計	沿 岸 漁 業 層			中小漁業層	大規模漁業層
		小 計	海面養殖層	左記以外の沿岸漁業層		
平成25	2,441	2,378	251	2,127	63	-
平成30	1,796	1,737	191	1,546	59	-
令和5	1,347	1,290	98	1,192	57	-
増減率(%)						
30/25	△26.4	△27.0	△23.9	△27.3	△6.3	-
5/30	△25.0	△25.7	△48.7	△22.9	△3.4	-

(3) 販売金額1位の漁業種類別経営体数

販売金額1位の漁業種類別経営体数をみると、「その他の刺網」が370経営体と最も多く、次いで「その他の釣」が273経営体、「採貝・採藻」が260経営体、「小型底びき網」が166経営体などとなっている。

5年前に比べ、「その他の刺網」は22.9%、「その他の釣」は25.8%、「採貝・採藻」は30.3%、「小型底びき網」は2.9%減少した。(表3)

表3 販売金額1位の漁業種類別経営体数

区 分		平成25	30	令和5	増減率 30/25	増減率 5/30
計		経営体 2,441	経営体 1,796	経営体 1,347	% △ 26.4	% △ 25.0
底 び き 網	沖合底びき網1	2	2	2	0.0	0.0
	沖合底びき網2	-	-	-	-	-
	小型底びき網	143	171	166	19.6	△ 2.9
船 び き 網		17	4	7	△ 76.5	75.0
ま き 網	大型まき網1	4	4	6	0.0	50.0
	大型まき網2	8	9	8	12.5	△ 11.1
	中・小型まき網	14	9	8	△ 35.7	△ 11.1
刺 網	さけ・ます流し網	-	-	-	-	-
	かじき等流し網	-	-	-	-	-
	その他の刺網	629	480	370	△ 23.7	△ 22.9
さ 大 小 そ の 他 の 網 漁 業	さんま棒受網	6	4	3	△ 33.3	△ 25.0
	大型型定置網	8	6	8	△ 25.0	33.3
	小型型定置網	12	8	5	△ 33.3	△ 37.5
	その他の網漁業	5	9	11	80.0	22.2
は え 縄	近海まぐろはえ縄	2	1	3	△ 50.0	200.0
	沿岸まぐろはえ縄	25	14	19	△ 44.0	35.7
	その他のはえ縄	55	17	19	△ 69.1	11.8
釣	沿岸かつお一本釣	5	1	1	△ 80.0	0.0
	沿岸いきか釣	9	5	3	△ 44.4	△ 40.0
	ひき縄釣	43	39	30	△ 9.3	△ 23.1
	その他の釣	449	368	273	△ 18.0	△ 25.8
小 潜 採 そ の 他 の 漁 業	小型捕鯨	1	1	1	0.0	0.0
	水貝器・漁採	28	22	12	△ 21.4	△ 45.5
	採貝・採藻	690	373	260	△ 45.9	△ 30.3
	その他の漁業	35	58	34	65.7	△ 41.4
海面養殖	魚類養殖	ぎんざけ養殖	1	-	...	...
		ぶり類養殖	-	-	...	-
		まぐらめ養殖	1	-	...	...
		ひらめ養殖	-	-	-	-
		その他の魚類養殖	-	1	...	...
	かき類養殖	かき類養殖	-	1	...	...
		その他の貝類養殖	-	3	...	200.0
		このんぶ類養殖	-	-	-	-
		わかめ類養殖	4	7	75.0	△ 28.6
		のり類養殖	245	179	△ 26.9	△ 50.3
		その他の海藻類養殖	1	1	0.0	...
		海藻類養殖	-	-	-	-

注) 本県で行われた漁業種類のみ掲載

(4) 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数をみると、「100 万円～300 万円未満」が 279 経営体（構成比 20.7%）と最も多く、次いで「300 万円～500 万円未満」が 211 経営体（同 15.7%）、「100 万円未満」が 210 経営体（同 15.6%）となっている。

また、5 年前に比べ増加率は「販売金額なし」が 316.7%（19 経営体増）で最も多く、次いで「5 億円～10 億円未満」が 150.0%（6 経営体増）、「5,000 万円～1 億円未満」が 58.3%（7 経営体増）などとなっている。

なお、5 年前に比べ減少率は、「100 万円未満」が 42.0%（152 経営体減）で最も多く、次いで「100 万円～300 万円未満」が 35.0%（150 経営体減）、「1,000 万円～1,500 万円未満」が 29.6%（58 経営体減）などとなっている。（表 4）

表 4 漁獲物・収獲物の販売金額規模別経営体数

単位：経営体

区 分	計	販売金額 なし	100万円 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 800	800～ 1,000	1,000～ 1,500
平成 25	2,441	2	599	724	299	248	125	211
平成 30	1,796	6	362	429	257	213	103	196
令和 5	1,347	25	210	279	211	161	75	138
増減率 (%)								
30/25	△26.4	200.0	△39.6	△40.7	△14.0	△14.1	△17.6	△7.1
5/30	△25.0	316.7	△42.0	△35.0	△17.9	△24.4	△27.2	△29.6
令和 5 構成比 (%)	100.0	1.9	15.6	20.7	15.7	12.0	5.6	10.2

区 分	1,500～ 2,000	2,000～ 5,000	5000万円 ～ 1 億円	1～2	2～5	5～10	10億円 以上
平成 25	101	89	10	10	14	9	—
平成 30	87	103	12	10	14	4	—
令和 5	91	107	19	9	10	10	2
増減率 (%)							
30/25	△13.9	15.7	20.0	0.0	0.0	△55.6	—
5/30	4.6	3.9	58.3	△10.0	△28.6	150.0	—
令和 5 構成比 (%)	6.8	7.9	1.4	0.7	0.7	0.7	0.1

2 労働力

(1) 漁業就業者数

漁業就業者とは、満 15 歳以上で調査期日前 1 年間に自営漁業の海上作業に 30 日以上従事した者をいう。
 自家漁業のみに従事とは、個人経営体の世帯員のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない者をいう。
 責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。
 なお、団体経営体においては、経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前 1 年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者は含めない。

漁業就業者数は 2,672 人で、5 年前に比べ 1,006 人（27.4%）減少した。

これを自営・雇われ別でみると、自家漁業のみに従事した者は 1,524 人で、5 年前に比べ 629 人（29.2%）減少した。（表 5）

また、漁業就業者数を年齢階層別でみると、65 歳以上が 1,137 人（42.6%）で全体の 4 割以上を占めているが、前回に比べ割合は低くなっている。（図 2）

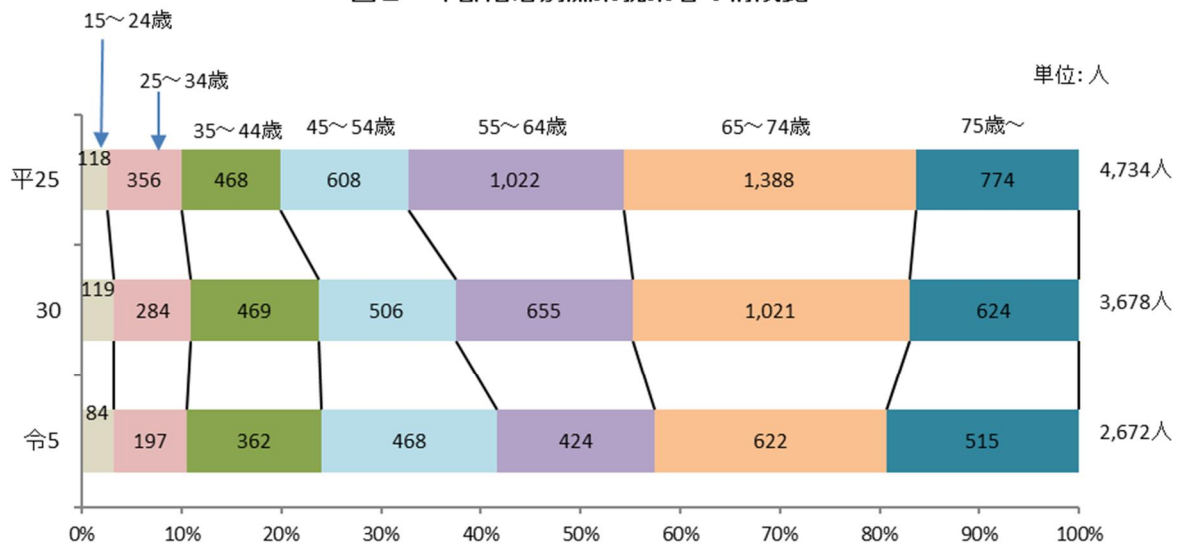
表 5 自営・雇われ別漁業就業者数

単位：人

区 分	計	個人経営体の 自家漁業のみ	うち 新規就業者	団体経営体の 責任のある者	漁業雇われ
平成 2 5	4,734	3,115	14	...	1,619
平成 3 0	3,678	2,153	9	107	1,418
令和 5	2,672	1,524	7	104	1,044
増減率(%)					
30/25	△22.3	△30.9	△35.7	...	...
5/30	△27.4	△29.2	△22.2	△2.8	△26.4

注) 平成30年調査において「漁業雇われ」から「団体経営体の責任のある者」を分離して新たに調査項目として設定しており、平成25年値は「漁業雇われ」に「団体経営体の責任のある者」を含んでいる。

図 2 年齢階層別漁業就業者の構成比



(2) 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

漁業従事世帯員とは、個人経営体の世帯員のうち、調査期日前1年間に漁業を行った人をいう。

なお、共同経営の構成員や他の漁業経営体の雇用者として漁業に従事した場合も含む。

漁業従事役員とは、団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者のうち、調査期日前1年間に自営漁業に従事した、海上作業又は陸上作業に責任のある者をいう。なお、自営漁業に従事せず役員会に出席するだけの者は含めない。

漁業従事世帯員・役員数は 2,104 人であり、このうち漁業従事世帯員は 1,955 人、漁業従事役員は 147 人となっており、5 年前に比べ漁業従事世帯員・役員数は 958 人 (31.3%) 減少し、このうち、漁業従事世帯員は 968 人 (33.1%) 減少し、漁業従事役員は 10 人 (7.2%) 増加した。

また、令和 5 年の年齢階層別の構成比をみると、漁業従事世帯員は 65 歳以上が 1,109 人で全体の 56.7% を占めている一方、漁業従事役員では 64 歳以下が 98 人で全体の 65.8% を占めている。(表 6)

表 6 年齢階層別漁業従事世帯員・役員数

単位：人

区 分	計	15～29 歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
計									
平成30	3,062	70	147	292	476	316	487	530	744
令和5	2,104	69	116	213	339	207	254	345	561
増減率(%)									
5/30	△31.3	△1.4	△21.1	△27.1	△28.8	△34.5	△47.8	△34.9	△24.6
漁業従事世帯員									
平成30	2,923	67	132	271	447	307	464	509	726
令和5	1,955	64	106	183	307	186	247	324	538
増減率(%)									
5/30	△33.1	△4.5	△19.7	△32.5	△31.3	△39.4	△46.8	△36.3	△25.9
漁業従事役員									
平成30	139	3	15	21	29	9	23	21	18
令和5	149	5	10	30	32	21	7	21	23
増減率(%)									
5/30	7.2	66.7	△33.3	42.9	10.3	133.3	△69.6	0.0	27.8
令和5構成比(%)									
計	100.0	3.3	5.5	10.1	16.1	9.8	12.1	16.4	26.7
漁業従事世帯員	100.0	3.3	5.4	9.4	15.7	9.5	12.6	16.6	27.5
漁業従事役員	100.0	3.4	6.7	20.1	21.5	14.1	4.7	14.1	15.4

(3) 年齢階層別責任のある者数

責任のある者とは、個人経営体における経営主及び経営方針の決定に関わっている世帯員並びに団体経営体における経営主、役員、支配人及びその代理を委任された者をいう。

なお、団体経営体において、自営漁業に従事せず、役員会に出席するだけの者や役職に就いていても役員等でない者は含めない。

漁業経営体の責任のある者は、1,511 人であり、このうち個人経営体が 1,362 人、団体経営体が 149 人となっており、5 年前に比べ漁業経営体の責任のある者は 598 人(28.4%) 減少し、このうち個人経営体が 608 人(30.9%) 減少し、団体経営体が 10 人(7.2%) 増加した。

また、令和5年の年齢階層別の構成比をみると、65 歳以上が 858 人で全体の 56.8%を占めている。(表7)

表 7 年齢階層別責任のある者数

単位：人

区 分	計	15～29歳	30～39	40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
計									
平成30	2,109	20	75	199	340	222	358	382	513
令和5	1,511	23	71	149	256	154	189	252	417
増減率(%)									
5/30	△28.4	15.0	△5.3	△25.1	△24.7	△30.6	△47.2	△34.0	△18.7
個人経営体									
平成30	1,970	17	60	178	311	213	335	361	495
令和5	1,362	18	61	119	224	133	182	231	394
増減率(%)									
5/30	△30.9	5.9	1.7	△33.1	△28.0	△37.6	△45.7	△36.0	△20.4
団体経営体									
平成30	139	3	15	21	29	9	23	21	18
令和5	149	5	10	30	32	21	7	21	23
増減率(%)									
5/30	7.2	66.7	△33.3	42.9	10.3	133.3	△69.6	0.0	27.8
令和5構成比(%)									
計	100.0	1.5	4.7	9.9	16.9	10.2	12.5	16.7	27.6
個人経営体	100.0	1.3	4.5	8.7	16.4	9.8	13.4	17.0	28.9
団体経営体	100.0	3.4	6.7	20.1	21.5	14.1	4.7	14.1	15.4

(4) 団体経営体における役職別責任のある者数

団体経営体の責任のある者は、149 人となっており、5 年前に比べ、10 人（7.2%）増加している。

令和5年の役職別の構成比でみると、陸上作業において責任のある者が79人（53.0%）、経営主が77人（51.7%）となっている。また、令和5年の役職別の平均年齢をみると、陸上作業において責任のある者が60.3歳、経営主が60.6歳であった。（表8）。

表 8 団体経営体における役職別責任のある者数（複数回答）

単位：人

区 分	計 (実数)	経営主	海上作業において責任のある者					陸上作業に おいて責任 のある者
			漁ろう長	船長	機関長	養殖場長	左記以外	
平成30	139	60	25	30	4	1	31	65
令和5	149	77	33	56	9	5	10	79
増減率(%)								
5/30	7.2	28.3	32.0	86.7	125.0	400.0	△67.7	21.5
令和5構成比(%)	100.0	51.7	22.1	37.6	6.0	3.4	6.7	53.0
令和5平均年齢 (歳)	-	60.6	56.7	54.6	60.4	67.6	58.5	60.3

3 漁業経営の取組

(1) 漁獲・収獲した水産物の輸出

海外向けに出荷（輸出）とは、調査期日前1年間に自ら漁獲・収獲した水産物を海外の卸売業者、レストラン、スーパーなどの小売業者や消費者等に直接出荷（輸出）した場合又は輸出を目的として漁業協同組合、貿易商社、卸売業者等に出荷した場合をいう。
なお、輸出を目的としていなかったが、出荷先において輸出されたことを確認した場合も含む。

海外向けに出荷した漁業経営体は12経営体（0.9％）となっている。

このうち、海外向けに出荷（輸出）した販売金額又は数量を把握している漁業経営体は5経営体（0.4％）となっている。（表9）

表 9 漁獲・収獲した水産物の取組状況

単位：経営体

区 分	計	海外向けに出荷（輸出）している			海外に出荷 （輸出） していない
		小計	販売金額又は 数量を把握 している	販売金額又は 数量を把握 していない	
令和5	1,347	12	5	7	1,335
構成比（％）	100.0	0.9	0.4	0.5	99.1

注）漁獲・収獲した水産物の輸出の状況については、今回新たに把握した調査項目

(2) 水産エコラベル認証の取得

水産エコラベルとは、生態系や資源の持続性に配慮した方法で漁獲・生産された水産物を消費者が選んで購入できるよう商品にラベルを表示する仕組みをいう。
調査期日現在で自営漁業において取得している場合に加え、自営漁業に関係していれば、漁協や集団で取得している場合も含む。

水産エコラベル認証を取得している漁業経営体は7経営体（0.5％）となっている。

取得している水産エコラベルの種類は、全てMEL（Marine Eco-Label Japan）となっている。（表10）

表 10 水産エコラベル認証の取得状況

単位：経営体

区 分	計	取得している							取得 して いない
		小計	MEL	MSC	ASC	BAP	Alaska RFM	GLOBAL G. A. P	
令和5	1,347	7	7	－	－	－	－	－	1,340
構成比（％）	100.0	0.5	0.5	－	－	－	－	－	99.5

注）水産エコラベル認証の取得状況については、今回新たに把握した調査項目

(3) 漁業共済の加入

漁業共済とは、漁獲金額が不漁等により減少した場合の損失など、中小漁業者が異常の事象又は不慮の事故によって受けることのある損失を補償することにより、漁業再生産の確保と漁業経営の安定に資することを目的とする以下の共済事業をいう。

- ・ 漁船漁業、定置漁業及び一部の採貝・採藻業が対象となる漁獲共済
- ・ 養殖魚等が対象となる養殖共済、特定養殖共済
- ・ 養殖施設や漁具が対象となる漁業施設共済

積立ぶらすとは、「漁業収入安定対策事業補助金交付等要綱」（平成23年3月29日付け22水漁第2323号農林水産事務次官依命通知）に基づき、計画的に資源管理等に取り組む漁業者を対象に、収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費で造成した基金から減収の補填を行う予算事業をいう。

漁業共済に加入している漁業経営体は625経営体（46.4％）となっている。

このうち、積立ぶらすに加入している漁業経営体は、495経営体（36.7％）となっている。

（表11）

表11 漁業共済の加入状況

単位：経営体					
区 分	計	漁業共済に加入している			漁業共済に加入していない
		小計	積立ぶらすに加入している	積立ぶらすに加入していない	
令和5	1,347	625	495	130	722
構成比(%)	100.0	46.4	36.7	9.6	53.6

注) 漁業共済の加入状況については、今回新たに把握した調査項目

4 漁船

漁業経営体が調査期日1年間に漁業生産に使用し、調査期日現在保有している漁船の隻数は2,303隻で、5年前に比べ781隻（25.3％）減少した。

これを種類別にみると、動力漁船が1,003隻、船外機付漁船が1,281隻、無動力漁船が19隻で、5年前に比べ動力漁船が177隻（15.0％）、船外機付漁船が606隻（32.1％）減少し、無動力漁船は2隻（11.8％）増加した。（表12）

表12 漁船隻数

区 分	計	無動力 漁 船	船外機付 漁 船	動 力 漁 船		
				隻 数	トン数	1隻当り トン 数
	隻	隻	隻	隻	t	t
平成25	4,019	15	2,571	1,433	11,117.0	7.8
平成30	3,084	17	1,887	1,180	10,004.6	8.5
令和5	2,303	19	1,281	1,003	9,139.0	9.1
増減率(%)						
30／25	△23.3	13.3	△26.6	△17.7	△10.0	9.0
5／30	△25.3	11.8	△32.1	△15.0	△8.7	7.1

5 個人経営体

(1) : 専兼業別経営体数

個人経営体を専兼業別にみると、専業が 834 経営体、兼業が 449 経営体で、5 年前に比べそれぞれ 259 経営体 (23.7%)、197 経営体 (30.5%) 減少した。(表 1 3)

表 1 3 専兼業別経営体数

単位：経営体

区 分	計	専 業 (自家漁業のみ)	兼 業		
			小 計	第 1 種兼業 (自家漁業が主)	第 2 種兼業 (自家漁業が従)
平成 2 5	2,381	1,287	1,094	687	407
平成 3 0	1,739	1,093	646	424	222
令和 5	1,283	834	449	273	176
増減率 (%)					
30／25	△27.0	△15.1	△41.0	△38.3	△45.5
5／30	△26.2	△23.7	△30.5	△35.6	△20.7

(2) 後継者がいる漁業層別経営体数

後継者とは満 15 歳以上で、調査期日前 1 年間に漁業に従事した人のうち、世帯員に限らず将来自営漁業の経営主になる予定の人をいう。

個人経営体のうち自家漁業の後継者がいる経営体は 197 経営体で、5 年前に比べ 18 経営体 (8.4%) 減少した。(表 1 4)

表 1 4 後継者がいる漁業層別経営体数

単位：経営体

区 分	計		沿 岸 漁 業 層						中小漁業層	
			小 計	うち 後継者あり	海面養殖	うち 後継者あり	左記以外の 沿岸漁業	うち 後継者あり		
	うち 後継者あり	うち 後継者あり							うち 後継者あり	うち 後継者あり
平成 2 5	2,381	287	2,349	279	250	65	2,099	214	32	8
平成 3 0	1,739	215	1,707	208	185	43	1,522	165	32	7
令和 5	1,283	197	1,260	193	94	25	1,166	168	23	4
増減率 (%)										
30／25	△27.0	△25.1	△27.3	△25.4	△26.0	△33.8	△27.5	△22.9	0.0	△12.5
5／30	△26.2	△8.4	△26.2	△7.2	△49.2	△41.9	△23.4	1.8	△28.1	△42.9

表 1 5 市町村別経営体数

	平成25	30	令和 5	増減率 30/25	増減率 5/30
	経営体	経営体	経営体	%	%
県 計	2,441	1,796	1,347	△ 26.4	△ 25.0
1 千 葉 市	－	－	－	－	－
2 銚 子 市	111	106	77	△ 4.5	△ 27.4
3 市 川 市	69	53	57	△ 23.2	7.5
4 船 橋 市	50	57	26	14.0	△ 54.4
5 館 山 市	117	85	65	△ 27.4	△ 23.5
6 木 更 津 市	401	155	111	△ 61.3	△ 28.4
7 旭 市	32	27	24	△ 15.6	△ 11.1
8 習 志 野 市	14	7	2	△ 50.0	△ 71.4
9 勝 浦 市	333	273	226	△ 18.0	△ 17.2
10 市 原 市	－	－	－	－	－
11 鴨 川 市	242	221	166	△ 8.7	△ 24.9
12 君 津 市	－	－	－	－	－
13 富 津 市	400	313	209	△ 21.8	△ 33.2
14 浦 安 市	6	－	－	－	－
15 袖 ケ 浦 市	1	1	－	0.0	－
16 南 房 総 市	396	263	196	△ 33.6	△ 25.5
17 匝 瑳 市	36	35	37	△ 2.8	5.7
18 山 武 市	6	8	5	33.3	△ 37.5
19 い す み 市	64	63	51	△ 1.6	△ 19.0
20 大 網 白 里 市	－	1	3	－	200.0
21 九 十 九 里 町	2	3	5	50.0	66.7
22 横 芝 光 町	5	4	4	△ 20.0	0.0
23 一 宮 町	－	－	－	－	－
24 長 生 村	1	1	1	0.0	0.0
25 白 子 町	9	11	11	22.2	0.0
26 御 宿 町	58	36	26	△ 37.9	△ 27.8
27 鋸 南 町	88	73	45	△ 17.0	△ 38.4

利用上の注意

表中に用いた記号は以下のとおりです。

「0」：単位に満たないもの

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くものを示す

「△」：負数又は減少したもの